

# 糖価調整制度の概要

## (異性化糖調整金の仕組み)

令和3年12月

農林水産省農産局地域作物課

# 1. さとうきび・てん菜の生産の地域経済における重要性

- さとうきびは、鹿児島県南西諸島や沖縄県の台風常襲地帯において、自然災害への高い耐性を有する作物として、代替の効かない基幹的作物。
- てん菜は、連作障害を避けるため、畑作においては輪作が不可欠な中、北海道畑作の輪作体系を構成する作物。十勝では4輪作、オホーツクでは3輪作の中で作付。特にオホーツク等では、冷害に強い、てん菜の作付が適している。
- こうした甘味資源作物(さとうきび、てん菜)の生産は、砂糖製造(甘しゃ糖(さとうきびから製造される砂糖)及びてん菜糖の製造)等の関連産業と相まって、地域の雇用・経済を支える重要な役割を担っている。

## ○ さとうきびの位置付け（令和元年）

	栽培農家 (戸)	栽培面積 (ha)	農業産出額 (億円)
鹿児島県 南西諸島	6,810 (63%)	10,600 (40%)	109 (39%)
沖縄県	12,998 (65%)	16,600 (44%)	152 (30%)

※ カッコ内は全体に占める割合

## ○ てん菜の位置付け（令和元年）

	栽培農家 (戸) <sup>(注1)</sup>	栽培面積 (ha) <sup>(注2)</sup>	農業産出額 (億円) <sup>(注3)</sup>
北海道	6,856 (18%)	56,700 (13%)	427 (8%)

注1：栽培農家の（ ）の値は、農業構造動態調査の農家数（販売農家数）に占める割合  
 注2：栽培面積の（ ）の値は、畑（普通畑＋樹園地）の面積に占める割合（作物統計）  
 注3：農業産出額の（ ）の値は、耕種部門に占める割合（令和元年 生産農業所得統計）

## ○ 台風被害を受けたさとうきびの再生

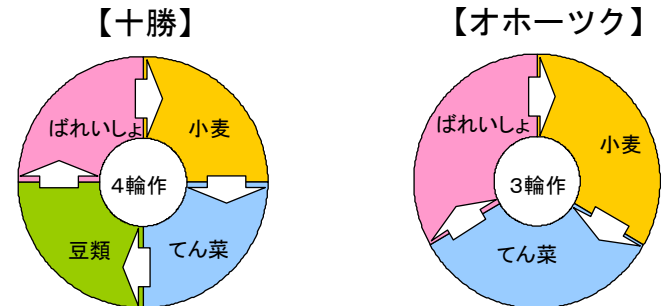


被害を受けたさとうきび



葉が再生中のさとうきび

## ○ 北海道畑作の輪作体系



畑作では、同じ土地に同じ作物を作り続けると、収量の低下や病気になりやすいなどの「連作障害」が起きるため、いくつかの作物を組み合わせる。

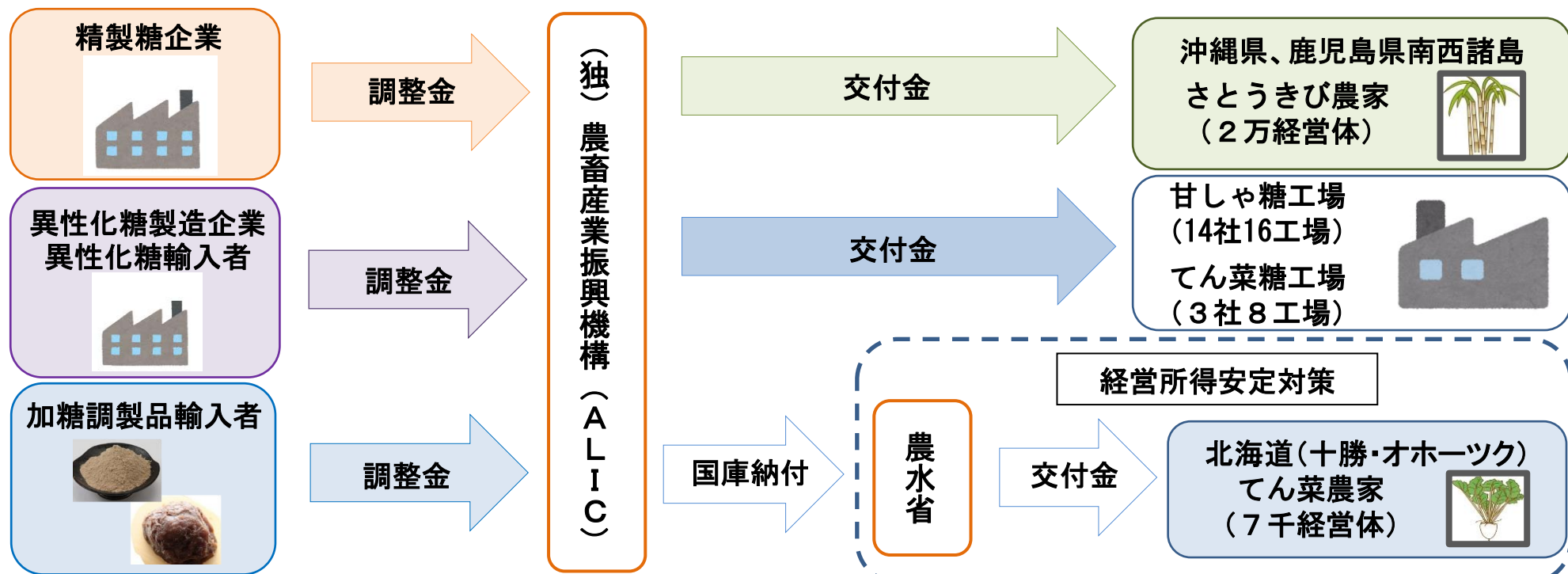
## 2. 糖価調整制度の仕組み

### ○ 糖価調整制度の目的(1) 輸入糖と国内産糖との価格調整

国内の砂糖関連の産業が健全に発展し、安定供給が確保されるよう、輸入原料糖と国内産糖(鹿児島県南西諸島・沖縄県で製造される甘しや糖、北海道で製造されるてん菜糖)との内外価格差を調整するため、粗糖(精製する前の砂糖)を輸入する精製糖企業から調整金を徴収することで、実質的に輸入糖価格を引き上げ、調整金を主たる財源として国内の甘味資源作物生産者及び甘しや糖・てん菜糖工場に交付金を交付することで、実質的に国内産糖の価格を引き下げることにより価格差を調整。

### ○ 糖価調整制度の目的(2) 砂糖と競合する安価な甘味との価格調整

砂糖と競合する安価な甘味(異性化糖や輸入加糖調製品)との価格差を調整するため、異性化糖製造企業・異性化糖輸入者や加糖調製品の輸入者から調整金を徴収することで、これら製品の価格を実質的に引き上げ、砂糖との価格差を調整。

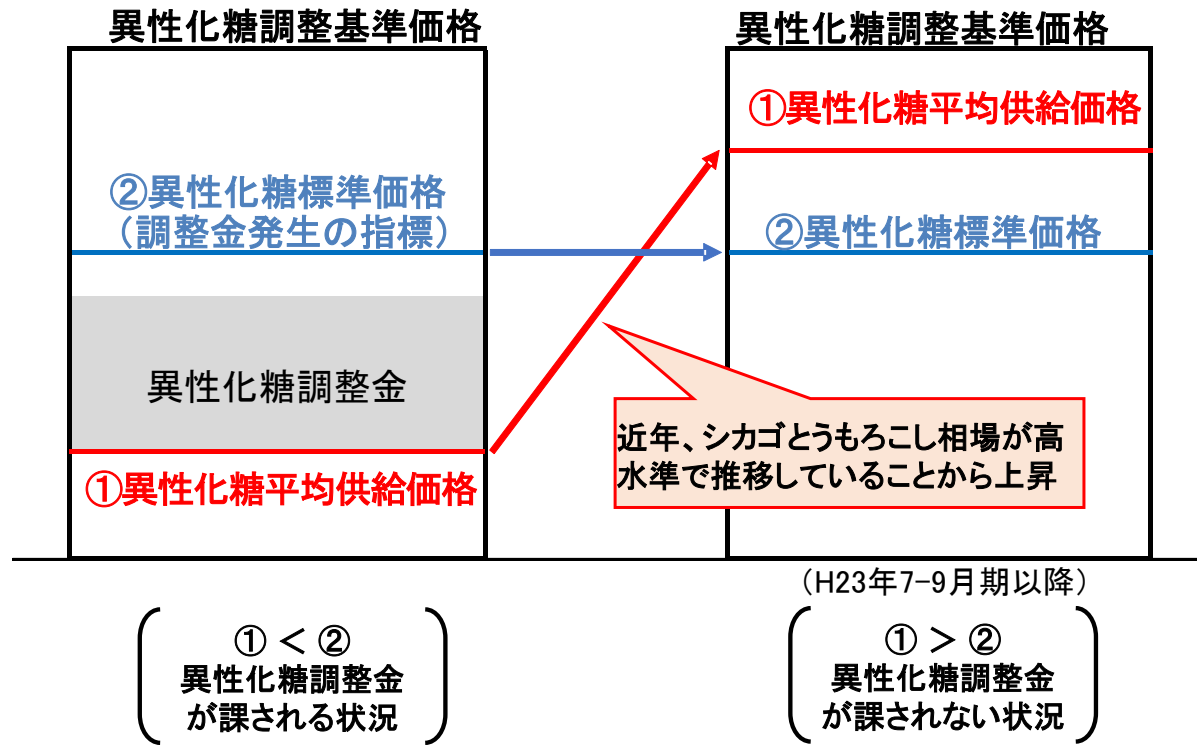


### 3. 異性化糖企業から徴収する異性化糖調整金の仕組み

- 清涼飲料や食品などの原料として広く用いられている異性化糖は、砂糖と代替関係にあることから、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき、一定の条件のもとで異性化糖調整金を課すことにより、砂糖と安価な異性化糖の間にある価格差を調整し、砂糖が価格面で不利とならないような措置が講じられている。
- 具体的には、異性化糖の価格が砂糖の価格を下回る状態となる際、砂糖が価格面で不利となるため、異性化糖に調整金を課すことにより、両者の価格差を調整することとしている（指標上は、「異性化糖平均供給価格(※1) < 異性化糖標準価格(※2)」で示される）。
- なお、近年は、異性化糖の原料であるとうもろこしについて、国際相場が高い水準で推移しており、この相場を基に算定される異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回って推移しており、異性化糖調整金が課される状況とはなっていない。

(※1) 異性化糖平均供給価格は、異性化糖の原料価格や販売経費等の積み上げで算定した価格。

(※2) 異性化糖標準価格は、砂糖の価格を基に砂糖と異性化糖との品質差などを考慮して異性化糖の価格とみなしたものの。



## 4. 異性化糖 2 次調整金の仕組み

- 異性化糖と砂糖の価格調整に当たっては、異性化糖の供給量が増加することにより、国内の砂糖価格が低迷することを防ぐための需給調整機能として、異性化糖製造企業に対し、異性化糖の出荷に係る一定数量(※)を通知し、異性化糖調整金が発生しているときに当該数量を超える出荷があった場合には、異性化糖2次調整金を課すこととされている。
- 異性化糖2次調整金の算定を、異性化糖の供給量の増加と砂糖の市価の下落の相関が、より強く反映される方法に改めた結果、異性化糖2次調整金単価は14,000円/トン程度となることから、令和4年1月以降、引き上げを予定。

(※)一定数量:異性化糖製造企業に対して、四半期ごとに農水省から示すもの。四半期毎に公表する異性化糖の需給見通しを基に決定される。

### 需給調整のイメージ

